

鳥取県内における「2m以上のやす」を使用した魚突き遊漁を行う際の届出（試行版）

記入日 令和 年 月 日

届出者氏名	
連絡先	住所： 電子メール： ※文書を送付しますので、受取可能な住所・メールアドレスをお書きください。 電話： ※可能な限り携帯電話の番号を御記入ください。
操業予定 海域	鳥取県 東部 ・ 中部 ・ 西部 ※複数の地域で魚突きをする可能性がある場合は複数に○をしてください。

【確認事項】内容をよく御確認の上、□にチェックをしてください。

- 船舶の航行が多い場所である港口、航路では魚突きを行いません。
- 夜間に魚突きを行いません。
- 沖合で魚突きをする際は、潜水場所が分かるようにフロート等の警鐘物を使用します。
※船舶からはフロート等があっても遊泳者が視認しにくいことに御留意ください（フロートは、水面上1メートル以上の高さに旗を装着したものを推奨）。
※魚突きをする場所までの遊泳は人工構造物や瀬の際など船舶が航行しない場所を極力利用し、船舶が航行する可能性がある場所については十分に船舶に注意し、警鐘物が見える形で遊泳してください。
※魚突きを行う場所についても船舶の航行や漁業者の操業に留意（浮上した際には周囲を確認するなど）し、船舶が見えた場合は、十分に距離を取るなど万全な安全確保を行ってください。
- 「やす」を人に向けるなどの危険な行為は致しません。
※人の往来がある場所では「やす」の先端を外す、又はカバーを付けるなどの安全対策を行ってください。
- 漁港等、立入禁止等の表示がある場所からのエントリーは行いません。
- あわび類、サザエ、うに類、たこ、なまこ等の漁業権魚種に触れるなどの密漁を疑われる行為は致しません。
※他者の密漁行為を目撃した場合には、通報（電話118番）等に御協力ください。
※漁業者、漁協職員から採捕した魚の確認要請がありましたら、御協力ください。
- ヒラメは全長25センチメートル以下、マダイは尾又長13センチメートル以下、めいたがれい類は全長14センチメートル以下、キジハタは全長27センチメートル未満の採捕は行わない等、鳥取県の漁業者が実践している資源管理に協力します。

★鳥取県岩美町の網代漁港～城原海岸までは遊覧船が航行しますので、御注意ください。

（参考）浦富海岸遊覧船ホームページ https://yourun1000.com/yuransen_uradome/